

令和4年度第1回埼玉県森林審議会

議 事 録

開催日 令和4年11月24日(木)

会 場 埼玉会館2階会議室

1 審議会の開催日時及び場所

(1) 日 時

令和4年11月24日(木) 13:30～15:30

(2) 場 所

埼玉会館2階会議室

2 議 事

報告事項 「埼玉県の森林・林業に係る施策について」

諮問事項 「埼玉地域森林計画の案について」

3 審議会委員の出欠

(1) 出席委員(12名)

岩谷 美苗

内田 潔

大萱 直花

亀崎 美苗

小澤 伸浩

坂本 幸

設楽 幸裕

柴田 晋吾

島田 陽子

曾根 知華美

野口 実

茂木 もも子

(2) 欠席委員(3名)

井上 健次

梅田 修一

森 真太郎

4 審議会の経過

(1) 事務局が開会を宣言 (13 : 30)

(2) 委嘱状交付

小畑農林部長が知事に代わり委嘱状を交付

(3) 農林部長あいさつ

小畑農林部長あいさつ

(4) 埼玉県森林審議会の概要について

(5) 委員紹介

(6) 審議会成立の報告

委員12名が出席し委員総数15名の過半数に達したため、埼玉県森林審議会規則第3条第2項に基づき、事務局が審議会の成立を報告。

(7) 会長選出

森林法第71条第1項に基づく委員の互選により、柴田晋吾委員を会長に選出する。

(8) 議事録署名人の指名

柴田議長が、小澤委員と曾根委員を議事録署名人に指名し、承認された。

(9) 傍聴者確認

傍聴者なし。

(10) 議事

(1) 報告事項「埼玉県の森林・林業に係る施策について」

(資料1 報告事項「埼玉県の森林・林業に係る施策について」を事務局の永留課長から説明。)

(2) 諮問事項「埼玉地域森林計画の案について」

(資料2 諮問事項「埼玉地域森林計画(案)の概要」及び資料3 埼玉地域森林計画(案)」、資料4 諮問事項「埼玉地域森林計画の案について」を事務局の浅海主幹から説明。

(11) 審議概要

ア (1) 報告事項について

新任の委員に向け、森づくり課での施策について説明した。

イ (2) 諮問事項に対する答申の内容

審議の結果、諮問事項「埼玉地域森林計画の案について」は、「適当」の答申を得た。

(12) 議事録

以下議事内容

<報告事項「埼玉県の森林・林業に係る施策について」>

(○永留課長から資料1について説明)

<委員から報告事項について質疑等>

○柴田議長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、御意見、御質問がございましたら、挙手をもってお願いいたします。

○内田委員

資料の中の「彩の国みどりの基金」のところで、自動車税収入の1.5%相当(年間13億円)が「彩の国みどりの基金」として県に入ってくるとのことですが、この制度は全国で実施している制度でしょうか。あるいは、埼玉県だけでやっているのでしょうか。そして、他のところでもやっているとしたら、それをどういう形で使ってるのでしょうか。

その辺の知識を教えてください。

○永留課長

まず、「彩の国みどりの基金」制度は埼玉県独自の制度です。他県でも多くの県が似たような制度を取っておりますが、超過課税という形で別に税金を取って、森林整備に充てるというような仕組みになっております。

使い道については埼玉県では森林の整備・保全に充てており、他県の超過課税制度の場合も同様に森林の整備・保全に活用されています。他県の超過課税制度と使い道としては同じですが、本県ではそのお金の取り方が違います。埼玉県は増税をせずに、自動車税の一部分を森林整備等にに使わせていただくために、この「彩の国みどりの基金」制度を作らせていただきました。

○内田委員

自分では「彩の国みどりの基金」に税金を支払った記憶がないのですが、払っている自動車税の中から500円が、分けられて、「彩の国みどりの基金」に行っているということですか。

○永留課長

そういう理解です。ちょっとPRさせていただきますと、5月ごろに自動車税の納税通知書が毎年送られてくる際、中に書類が添付されておまして、「彩の国みどりの基金」の用途等が記載されたリーフレットが入っております。もし来年覚えていらっしゃったら一度読んでみ

てください。

○内田委員

了解しました。

○柴田議長

今の御質問に関連して、大体37ぐらいの都道府県で、森林環境税を独自ですっと取っております。個人から例えば500円とか1,000円くらい取っていると思いましたが、今の御説明はそれに代わるものというような位置付けということでよろしいですね。

そうすると、「彩の国みどりの基金」は車がどのくらいあるかとかそういうことも関係するのでしょうか、1人当たりどのくらい払っていることになりますか。

○永留課長

御質問のとおり、もともと埼玉県でも超過課税をするかどうか、議論をしてきました。色々な事情があり増税するのは難しいということで、この制度にしたという経緯です。目的としては他県で行われている超過課税と、あまり変わりないところです。

それから、1人当たりの支払い額がいくらかということですが、計算上、自動車一台あたりが大体500円くらいという試算をしております。

○柴田議長

一人、一台自動車を所有している場合ということですか。

○永留課長

一台あたり500円ぐらいだという試算です。

○柴田議長

それは法人も個人も差はないということですか。

○永留課長

そうですね。

○柴田議長

はい。ありがとうございます。

それに関連して、今、国レベルの森林環境譲与税制度が始まっておりますが、国の森林環境

譲与税制度と、「彩の国みどりの基金」はどのように棲み分けているのでしょうか。どちらも森林整備に使っていくのかもしれませんが、どのように棲み分けされているのでしょうか。

○永留課長

2年ほど前から、色々議論があったところでございます。基本的には森林環境譲与税と、「彩の国みどりの基金」については、正直あまり目的が違わないところがあります。違うことがあるとすれば、この事業を行う主体が「彩の国みどりの基金」は県で、森林環境譲与税は市町村になっているところです。

今、暫定措置として、「彩の国みどりの基金」は、いわゆる水源地域、ダム上流の保安林等の森林整備だけは県がお金を出して実施して、それ以外は基本的には市町村で行っていただくよう、制度の見直しをいたしました。

ただ、なかなかそういう体制に持っていくのが難しいので、徐々に市町村がそれぞれの体制を整えていく間、現行制度を、少し予算を減らしながら続けていて、今はその移行期間ということになります。

○柴田議長

「彩の国みどりの基金」は、積立額はどのくらいなんですか。

○永留課長

年間およそ13億円になります。

○柴田議長

だいたい同じになるわけですね。

○永留課長

そうです。

○柴田議長

分かりました。

先ほどの御説明で、森林環境譲与税が（令和6年の）満額時に13億円になる、また都市部といわゆる山村部分で、どうしても都市部の配分が多いという話がありました。よく新聞等も販わせているわけですが、都市部は使途が木材利用の推進とかしかないという話で、もっと地方へ回せというような話があるわけですね。

ところで、久喜市でしたか。カーボンオフセット事業を森林環境譲与税で支払うとこの間林

政ニュースに載っていました。

例えば、山村の上流域と組んで、その山村の森林整備のためのお金を都市部から出すような、そういう形があり得るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○永留課長

はい。譲与税の用途の件ですが、都市部の市町村がそういったカーボンオフセット等を行って、山側の森林整備へ譲与税を支出してもいいよというような声を拾いあげて、逆に山側の市町村が、そういったお金を受けて市町村内の森林を整備したいという声をマッチングさせる、そういった取り組みを県が仲介するというところで調整を進めてるところですが、まだ結果に結びついていないところです。

先生が先程おっしゃっていたのは、上尾市と群馬県の片品村の件だと思います。そのようなマッチングを県でもできないか調整しているところです。

○柴田議長

それが実現すれば、いわゆる生態系サービスの支払いですが、山林が産む森の恵みに対して、恩恵を受ける都市部の人がお金払うという仕組みになるので、まさに良いのではないかなと、個人的には思います。ありがとうございます。

○岩谷委員

シカの害が気になります。どの程度、どの地域が被害を受けているのか教えてください。

○永留課長

激甚地域は、秩父市の山間部を中心に、飯能市の名栗地区、特に東京都境（ざかい）が激しくなっております。逆に群馬県境はそれほど被害が及んでいない地域となっております。

○岩谷委員

この前、兵庫県の樹木医仲間から、シカが増えていて、それがきっかけで洪水が起こって、昨年流されたという事案を聞きました。尾根沿いとか、高圧線沿いが食べられているらしいのですが、何か、尾根を守る条例はありますか。シカがここを通過して、すべて植生がなくなってしまって、尾根が隠れるみたいな。

○永留課長

おっしゃるような事例は県内では聞いておりません。その高圧線に影響するという話も今のところ聞いていません。

○岩谷委員

シカと放置林と高圧線が三つ巴になるらしいので、気を付けたほうが良いと思います。私も衝撃を受けました。シカは年に2回増えたりするんです。

高圧線を尾根沿いに作ってしまうと、シカが通りやすいので、植えても全部食べられてしまって、それで土砂が流出してしまうと聞きました。

○永留課長

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○岩谷委員

シカは本当に困ったものと思っていて、食べるとか、皮利用とか、こういうのを都市の人たちが買うみたいなことも是非していただけたらと思います。

○柴田議長

今の岩谷委員の話に関連して、先ほどのスライドの御説明の中で「最近では獣害も発生」と書いてありましたが、最近とは大体いつ頃から激しくなったのでしょうか。

○永留課長

すみません、「最近では」という表現が不適切だったと反省しているところです。

顕著に食害などの被害が見られはじめたのは、最近と言いながら平成5年ぐらいからです。それからだんだんと増えて、酷い状況になったのは平成20年の「彩の国みどりの基金」が始まった頃です。

私事で恐縮ですが、ちょうど平成5年頃は秩父地域に勤務しておりまして、その頃植林した地域が一夜で全部食べられてしまうようなことがありました。多分その頃から顕著に増え始めたと思います。

○設楽委員

今の話に関連して、森林組合関係はどうも私だけのようなので、先ほど課長さんがおっしゃっていた、2~30年前から激しくなったという話ですが、特に秩父の浦山とか大滝とか、遠くからでもわかるほど、禿げているところが現れはじめました。それが段々降りて来ました。

先ほど、課長さんは児玉の群馬境のほうは被害が少ないとおっしゃっていましたが、少ないながらも増えてきました。

シカもなかなか頭が良くて、林道や作業道沿いの新植したスギをよく食べます。道沿いに食

べていて、中のほうまではあまり食べない。樂をしようと思ってそういう食べ方をしているようです。それこそ、人家のあるところまで出てきますから、このように奥のほうは、食べ物があればあるところまで食べてしまうので、深刻な状況です。

私も山に関わる者ですが、秩父は特にひどい状況です。私のところは八高線沿線ですから、比企・児玉・大里と東秩父村と高麗地域を管轄する森林組合ですが、この辺もかなりシカにやられたなあという感じです。

私どもの森林組合も、女性の職員がおりまして、植栽した苗が食べられてしまったことで色々悔しくなって、猟銃を買って猟友会に入らなくちゃならない状況です。可哀想ですがこちらで駆除している、そういう状況です。

○浅海主幹

補足をさせていただきます。

先ほどのシカ害の実面積ですが、令和3年度につきましては、実被害面積が約20ヘクタール、地域としましてはやはり秩父市や小鹿野町等、秩父地域が中心となっております。令和2年度が約20ヘクタール、令和元年が約40ヘクタールという形となっております。

ちなみに熊の被害につきましては、令和3年度が約8ヘクタール、令和2年度が約5ヘクタール、令和元年度が5ヘクタールと、そういった状況となっております。

○島田委員

今お話がありました、秩父市のまさに大滝からこちらに来ております。前回の森林審議会でもお話がありましたが、シカの食害というのは非常に皆さん困っています。

もう本当に身近に来ていますので、私も見ましたが、カエデの苗木を植えた方が、営柵をして困って、その中に1本1本網をかけてあってもシカが食べてしまって、全然育たないということもあります。

クマが樹皮を剥がして食べるというのも現地で見ておりまして、もう本当に人家のところまで来ていますので、畑も荒らされたりするものですから、農家をやめてしまう方もいます。

高齢者も多いことですので、それではもう（農作物を）作ってもシカやサルに餌を与えているようなものだと言って、結局農家をやめてしまわれるんですね。それで、耕作放棄地が増えているから、そこにシカやサルがまた出てきてしまうという状態なので、現場ではかなりもう皆さん悲惨に思っていると思います。

それから先ほど、森林環境譲与税のお話が出ましたが、以前大野知事が新聞記事を出していました※けれども、私もそれに賛成したいと思います。以前、秩父市だったか大滝村のほうで、うろ覚えですけども、豊島区と提携していた事例があったかと思います。環境譲与税を大滝のほうにも、ああいう感じで少し検討していただけたらと思います。

※ 11月8日(火) 埼玉新聞 「森林と林業保護を」全国知事会で大野知事 森林環境譲与税に提言

大野知事が「全国知事会として都市部の森林環境譲与税が山側の森林整備などに活用されるよう、国に対し山側の配分割合を高めるなど制度変更の検討をお願いしたい」と述べた。

○坂本委員

2点ございます。

どちらかという私達は木材を購入して、加工・流通するところを担っています。森林技術者の確保のところで、毎年研修を行っているとのことでしたが、その後の就労と離職率はどうでしょうか。私の地元は西川林業地ですが、林業家の方々のお話を実際にお聞きすることも多いので、今後若い人が植林していくことをイメージした時に危惧がなくなるのか、素朴に気になっています。離職率や、他の職に就いた等、教えていただきたいです。

それからもう一つ、「輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業」について、サプライチェーンの構築を今年から始められていると伺いました。製材と乾燥の部分が当地域ではボトルネックになっているのかな、と個人的に思っております。、木材を購入する人にとって安定的に近くの森からの材木の供給がありますと、非常によいかと思います。

弊社は木製品をオーダーで、取引先、実際に使うユーザーのニーズに応えながら製品化をしているので、木材の安定供給体制を組みたいと日頃から感じておりました。是非この取組が促進することを願っています。具体的なお話が分かれば教えていただきたいです。

実際、工務店が最終的なところにありますので、工務店までが一体的な支援体制になっている取り組みがなされているのか興味があります。

よろしく願いいたします。

○吉田副課長

まず、技術者研修の後どれくらい林業事業体等に就業しているかということですが、平成30年と令和元年と、だいたい3名が林業事業体に就業して、そのほか5名が関連団体に就業しています。修了生の全体が10名くらいですので、割合としてはまだ低いですが、毎年林業事業体と結びつけるような説明会などを開催しています。就業した方については、今のところ離職していません。

林業は夏場の下刈りが大変ですし、労働災害が多い職種でございます。いきなり入ってギャップを感じて辞めていかれるということが多いため、こういう研修を通じて、林業の職場というものがどういったものか把握した上で入っていただくことによって、その辺のギャップを埋めて、こんなはずじゃなかった、というようなことがない形にしたいということでやっています。

○村上主幹

「輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業」についてですが、今回9月補正予算で認められた新規事業でして、まだこれからという段階の事業でございます。

ちょうど11月29日に事業説明会を予定しております。まず、グリーン化事業というところでグループを作っているところ、そちらにまずは御案内して、そこから広げていければというところで考えております。

川上から川中、川下までの繋がりをこの事業によって構築し、安定した木材供給を進めていきたいと考えております。同時に製材工場など、加工施設のほうの支援を考えておりますので、両方うまく組み合わせて、県産木材の利用が拡大できればということで、今頑張っているところでございます。

○曾根委員

「埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」についてお伺いします。新築のお家を作るときに補助金が出る、ということが書いてあって、そのパンフレットも見たことがあります。具体的に1年間に何軒、これを申請してお家を建てた方がいらっしゃるのかお伺いしたいです。

また、これは工務店さん等に頼んで、事業主というか施主の方がこういう事業があるのでこれを使ってください、と言わないとこういった補助金は使えないものなのか、何もなくても木質がいいよね、と言った時点でこういう事業があるのでこのようにしませんか、と具体的に工務店さんの方から言っていたら、こういう補助金を使えるのか、教えていただければと思います。

○村上主幹

はい。お答えします。

まず件数ですが、大体毎年200件程度支援しております。令和3年度の場合は185件でした。その前の令和2年度は219件、令和元年度は192件ということで、大体200件前後という形で支援しております。

御説明が今ありましたが、県産木材を全体のうち60%以上使っていただく住宅について、1軒あたり約20万円、1立方メートルあたり1万7,000円ということで大体20万円ぐらいになります。支援しております。

そういった条件をクリアしているところであれば、工務店の方からこういう事業がありますよ、というご案内はあるかとは思いますが、ですのでその辺をクリアしてさえいけば、ぜひ御活用いただければと思います。ちなみに今年度はまだ枠が余っておりますので、もし、そういうのがあれば、教えていただければ支援できると思います。ぜひ御活用ください。

○茂木委員

私から2点お伺いいたします。

1点目は先ほどの御質問で、「輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業」を9月から開始するということでしたが、まだ県の方のホームページにも掲載されていないような印象です。いつごろ掲載予定なのでしょうか。

また、私自身木材流通を専門に調査しておりまして、資料では、多分飯能さんと秩父さん両方の流通の合体した状態での（原木市場）4社だと思えます。

印象として秩父と飯能では流通形態が全く違うという印象があります。今後どのように流通を見るか、というのがポイントになる中で、流通の統計が少ない印象があります。県のほうでそこを補足していただけるといいんじゃないかなと個人的には思っております。

というのも飯能は良質材で、秩父は並材プラスアルファ、というような流通形態です。原木市売市場が流通で担う役割も大きいので、直送はある種コストカットにはなりますが、価格が見えづらくなるという点もありますので、それぞれが担っている流通の役割を把握する必要があります。そういうところで慎重な把握が必要かなと思っております。

2点目が埼玉県さんの^{りんぶく}林福連携ということですが、私が調査を行った時にも加工を福祉事業者の方に委託してるといようなお話もあって、そういう林福連携もプラスアルファの価値にもなってくると思えます。そういったあぶり出しも埼玉県産材の魅力になっていくんじゃないかと思っております。

1点目については、木材の乾燥施設もウッドショックのインパクトの一番大きな要因の一つになっているところなので、どこに乾燥材施設を置くのかとかも、御検討が必要になってくると思えます。団地的に置くのか、個々の事業者なのか、その辺について今後ご検討いただければと思えます。

○永留課長

ありがとうございます。おっしゃられたことについて、気を付けていきたいと思えます。

一つだけコメントさせていただくと、この事業で従来の市場を否定はしていません。

当然、おっしゃられる市場の大事な機能があると思えます。流通量の大きさだとか、或いは材の種類だとか。色々な材があって選べるというところが、市場の非常にいいところだと思います。

そこを阻害するつもりは全くないのですが、今回のウッドショックで顕著だったのが、なかなか外材に代わるような代替する国産材が見つからないというところなんです。

いわゆるサプライチェーンと言われてるグループが県内にも一つありますが、そこはウッドショックに関係なく流通が機能した、ということがあり、いわゆる流通の多様性を確保するというか作っていくことで、川下の色々なニーズに応じていく必要があるのかなと思えます。そ

の辺のちょっと薄いところ、サプライチェーンがあるところもそう多くないので、そういったものを少し増やしていくために、この事業をやろうと思ったところでございます。

あとは、施設の位置については、いろいろ地域間のバランスもあるので、その辺をうまく見定めてやっていきたいです。

○野口委員

「森林を整備・保全する」というページの中で「県民参加による森林づくり」というのがあります。特に若い世代にこうした参加による森づくりをさせるということは、本当に森林に対する意識を変えるというか、森林に対する意識変革に関係するということで、大変良いことだと思っております。

これはどのくらいの規模で、何ヶ所ぐらいで、植えた後のメンテナンスはどうなっているのかとか、そういったことを知りたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村主幹

お答えいたします。

森林ボランティアの規模について、令和3年度末で、県内で活動して下さったのは161団体、人数は5,358名。5,300人余りのボランティアの皆様に県内で活躍していただいております。また、併せて企業や団体にも取り組んでいただいております、86団体に活躍していただいております。

これらの皆様の活動ですが、県で補助金制度がございます。5年間の補助制度でございます、その後は自力で活動していただくという取組をしております。

<諮問事項「埼玉地域森林計画の案について」>

(○浅海主幹から諮問事項について資料4に沿って説明)

<委員から諮問事項について質疑等>

○柴田議長

ありがとうございました。

それではただいまの説明に対して御意見、御質問がございましたら、挙手をもってお願いいたします。

○大萱委員

質問が2点ございます。

1点目は、林道の計画に関して、現計画が98キロメートル、次期計画が97キロメートルということで、計画書の6ページに実行結果が記載されています。この実行結果を見ると、前半5年間の計画が2.8キロメートルで、そのうち開設の実行ができるところが1.6キロメートルということで、記載されています。現事業計画の98キロメートルという計画に対して、なぜ前期で2.8キロメートルの計画なのかを教えてください。

2点目が、いま新しい制度で「特定植栽促進区域」の設定を県がするという制度が来ています。埼玉県さんで既にどれくらい指定されているのかということと、もし指定されているのであれば、この森林計画との関連というか、整合性について、この計画書にはそういったことは載っていないのかなと思ったんですけど、その2点について教えていただければと思います。

○牧野主幹

それでは森林管理道の質問につきまして回答させていただきます。

まず計画として出ております、97キロメートル、98キロメートルというものにつきましては、地域森林計画に載せていないものは国庫補助事業の対象とならないことから、計画のあるところを全て計上しております。それが97キロメートルという形になっております。

ただ、計画に対する実績として2キロメートル台が出ているものについては、各年度の計画を積み上げたものを計画として出しているもので、それで整合がとれてない部分があるのかなと考えております。以上でございます。

○河合主幹

御質問いただいた「特定植栽促進区域」ですが、間伐特措法の中で、いわゆるエリートツリ一等の成長に優れた特定の苗木を積極的に用いた再生林計画を効率的に推進するため、都道府

県知事が植栽に適した区域を指定するという制度です。本県においては特定苗木がまだ生産されていないために、いわゆる「特定植栽促進区域」の指定は行っていない現状でございます。

これにより、埼玉地域森林計画において、再生林の樹種に関する記載は、表現といたしましては、成長に優れた苗木という表現に留まっております。

今後は試験研究機関とともに調整しながら特定苗木の導入について検討して参りたいと思います。

○大萱委員

林道について、大体5年間の実行量は2キロメートルぐらいと思った方がいいのでしょうか。毎年の実行量の平均について伺いたいです。

○牧野主幹

前回計画の5年間で1.6キロメートルでしたが、その前の5年間だと6キロメートルぐらいだったと思います。令和元年の台風19号災害の関係で、この5年はかなり開設量が落ちているというのが実態です。以上です。

○大萱委員

ありがとうございました。

○内田委員

2つ申し上げます。

事前にお配りいただいた、埼玉地域森林計画（案）の概要を読んで感じたことです。

この1ページ目に、「2 森林の整備及び保全に関する基本方針（現計画と変更なし）」と書いてありますが、中身がほとんど変わっていないという意味だとは思いますが、この5年間のSDGsの国内・国際的な盛り上がりがある中で、「森林の整備及び保全に関する基本方針」が変更なしというのはあまりにも悲しいと、表現の仕方の問題だけなのかもしれませんが、そう思って参りました。

今日配られた（説明資料の）5ページ目のところの説明で、森林・林業基本計画が令和3年6月閣議決定というところの中で、新計画の前計画と変わった部分が記載されていて、「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」という表現が入っております。こういう意識があるわけですから、この辺の文言をもう少しこの森林計画の中に取り込むことができないのかなと。

保全のところ、1、2、として、整備と保全だけの説明があって、林業に関しては、最後にちょこっと書いてあるようにしか見えませんが、整備・保全、プラス森林の利活用というようなカテゴリーのセクションを作って計画の中に入れていただけると、県民としては埼玉県が

動いてるということが認識できていいんじゃないかなと思っています。

それからもう一つ、今日の御説明の中で、21ページの「間伐立木材積その他の伐採立木材積」のところで、その伐採する量に関して、それからそれ以外についても、国からの割り振りで決まっているんだと、だから減っちゃっているということですが、これにこんなに従わなくてはいけないのでしょうか。

間伐する量が減れば、それだけ埼玉県のエ業の収入は伸び悩むということは明白ですし、そんなところまで国が指導してくる性質のものなのかなというふうに感じた次第です。

何かその辺、埼玉県独自の施策で、国の指示、割り振りを解釈し直すような形で案が作れないのかなと。もしくは作らなくても、ちゃんとエ業自体が発展するような仕組みが盛り込まれているから大丈夫と言っていただけるのであれば、それはそれで黙って引き下がりますけれども、その辺の二つについて御説明をいただけたらと思います。以上です。

○柴田議長

時間も押してますので、手短にお願いします。

○浅海主幹

1点目の、森林の整備及び保全に関する基本方針ですが、確かに御指摘のように、「現計画変更なし」という書き方自体があまりよろしくなかったかなと思っております。

国の方でも、森林・エ業基本計画がカーボンニュートラルに重点を置いているということで、森林整備によって地球温暖化防止、CO2の吸収などが非常に課題となっておりますので、今後そういったことについてもしっかりと県の計画の中に文言が盛り込めるように検討したいと思います。

○吉田副課長

国の森林・エ業基本計画が変わったということで、昨年、実は地域森林計画を変更しております。それを踏まえての「変更なし」ということで、実は5年前ではなくて、昨年の変更で言っているということで御理解いただけるといいかなと思います。

○内田委員

この中で、どこが変わってるんですか。

○吉田副課長

5年前に地域森林計画を立てて、昨年度はそれを変更して、その辺の文言を少し書き加えました。今は今回の樹立ということになります。昨年、その辺のことを盛り込んだということに

なります。

○内田委員

8 ページ、9 ページはもう変更が終わった後ということですか。

○吉田副課長

そういうことです。

○内田委員

これはあまり変わっていないように感じると思うと申し上げましたが、これでもきっと新しい表現も入ってるわけですか。

9 ページの「大径木生産を目標とする長伐期施業林では、適切な伐採率及び繰返し期間により実施する」という部分でしょうか。何か林業を応援するような文言が若干入っているかな、という気がいたします。

○浅海主幹

もう少し大胆に表現変えられるかどうかも含めて、また貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思います。

それと、計画量についてですが、確かに国の方の割り当てがございまして、それに近い形での検討をしているところです。

ただ前回の現計画の中での実績が伸び悩んでるところがございまして。現在現計画と次期計画で事業量がマイナスになっておりますが、次期計画を達成するにあたって、なかなか現状ではさらに挑戦的な目標となっているところでございまして。

そのあたりを少し県の中でも若干修正したということでございまして、こういった目標をきちっと達成できる体制を作っていくため、しっかり計画の目標達成に取り組んで参りたいと思っております。ちょっとお答えになってるか、申し訳ないですが、以上でございまして。

○設楽委員

よろしいですか、時間も押してるようですけど、すいません。

計画書の9 ページの、アの(イ)の人工林に関する事項ですが、10年間の人工造林面積が1,880ヘクタール、これを100年続けると大体19,000ヘクタールになるわけですが、それは全部スギやヒノキではなくて当然広葉樹も入ります。今の実態とすると、100年経つと混成林のような感じになります。それで、県の需要が賅えますか。どうでしょう。

要するに1年間あたり190ヘクタールぐらいです。それで、用材として山から運び出せる

のは1ヘクタールあたり70から80年生で、大体600立法メートル。そうすると、何立方メートルになりますか。

○村上主幹

11万立方メートルほどです。

○設案委員

それで足りるのでしょうか、どうでしょう。その辺のところの考えをお伺いしたい。

それともうひとつ聞きたいのが、33ページの6の(2)の森林経営管理制度の活用の促進に関する方針、というのがあります。森林経営管理制度というのを国で作ったわけですが、これはやらなければならない、という制度ではないわけですよ。それは市町村長さんが、これいこうよって言えばそれでいくわけですよ。そういうものだと思っています。

私の地域では、森林経営計画があって、森林組合があって、まとまった面積を集約して、そこに道を入れて、国の補助事業を投入して、それでやってるんです。

それを、市町村に、市町村長にそれをやらせようと促進させる、促すということになります。そうすると今うちでやっているやり方が否定されるわけです。このまま棒読みすると。

そうじゃないということをごここで聞きたいんです。

今まで我々がやってきたものが、否定されるのか、それともこの10年間これをきっちりやっていくのか、その答えを知りたいです。それは今の経営計画制度でもやっていいということになっていますから、そこら辺をしっかりと斟酌して、答えをいただきたいと思います。

○村上主幹

木材の生産ですが、その上に主伐と間伐による生産量が記載されていて、大体足して300万立方メートルになっていました。1年に30万立法メートルになりますので、一応計画的に我々20万立方メートルに最終的には行きつきたいと考えていますので、そういう意味でこの計画は十分、主伐と間伐で合わせて20万立方メートルということで考えております。

○設案委員

間伐っていうのは用材として使えない。

○永留課長

現在、多分主伐の部分だけで11万立方メートルとか12万立方メートルという数字になりますが、県の今の総需要は20万立方メートルちょっとと言われていると思います。当然あと8万立方メートル、9万立方メートル足りないと思います。

正直なところ、埼玉県森林資源量からすると、20万立方メートル伐るのが限界だと思っています。そうでないと、森林の年間成長量を上回ってしまいます。それ以上伐ると破壊する可能性があるのです、その数値が限界かなと思います。

どうしても人口が多い県ですので、他の地域から入ってくる材で需要としては賅っていかなくてはいけないと思っています。

全体の使うシェアのなかで県産材の利用を増やしていくというのが我々の仕事だと思っているので、そういった意味で、先ほどの11万立方メートルとか12万立方メートルという数字を目指して頑張っていきたいと思っていますところでございます。

○設楽委員

計画ですからね、5年ごとにローリングしてるんでしょうから、また数字も変わってくるはずです。

50年後、日本がどういう状態になっているか、そういうものが全くわかりませんから。それこそ、バイオマス発電に頼るんだということになっていけば、全然変わります。山の木がなくなることになっちゃうんでしょけど。難しいですね、この長期での計画っていうのは。

○永留課長

今の話はおっしゃる通りで、情勢によっていろいろ考えていくところが出てくるので、社会情勢を見極めながら考えていきたいと思っております。

それから経営管理制度の話ですが、促進するという言い方をしていますが当然この経営管理制度でなくともうまくいく方法があって、それが地域にうまく根付いて行えているのであれば、それを否定するものではありません。

ですが、せっかく国にこういった制度を作っていただいて、それでうまく行っているところもなくはないので、それを適用してうまくいくような場所で促進したいというところでございます。今中央部森林組合でやられている方式でうまくいっているのであれば、それを否定するものではありません。

○設楽委員

はいありがとうございました。

○柴田議長

時間も押していますが、私から何点かございます。

まず、森林は先ほどの御説明で西のほうに集中していて、森林減少の話で、地域森林計画対象外の森林が379ヘクタールあるということでした。それで東のほうは主に平地林だと思

ますが、そういうところも（対象外森林に）含まれているのかと思いますが、どうでしょうか。東のほうに行くほど森が貴重かなとは思いますが、その辺の実態について伺いたい。

それから林地開発で、例えば太陽光発電は今後も増えそうなのかどうなのか。例えば、宮城県では林地開発による太陽光発電に対する課税を始めたんですね。そういう可能性はあるのかどうか。

それから、2つ目は細かい話ですが、人工造林と天然更新別の造林面積のところ、針葉樹の主伐跡地では人工造林を促進して、ただその中で天然力による更新が可能な箇所は一部天然更新、と記載されている。これは面積的にはどのくらいの割合があるのかということ、広葉樹の主伐跡地、ぼう芽更新等はどのくらいの面積があるのか教えていただきたい。

それから3点目は、林政審議会の会長があるシンポジウムで言われたんですが、今の経営管理制度でいわゆる生産適地とか、木材生産に適地の場所を生み出して、それ以外の場所とある程度ふるいにかけるようなことをされるわけですが、言ってみれば、木材生産に適していないところは、いわゆる環境の価値が高い可能性が高い。だからそういう部分は、この2番目にある、機能別にいろいろ森林の整備の基本方針がありますが、この辺との重層関係はどうなるか、その辺もしおわかりであれば、例えば保健レクリエーション、文化、生物多様性とかそういうところに実は、木材生産は合わない、適地じゃない場所が含まれてるといえるのか。

あと最後にもう1点、先ほど森林計画の縦覧で意見がないという御説明がありましたけども、これについて何らかの受け止めがあるのかどうか。私、実は森林計画と市民参加について、草分け的な研究者の1人でありまして、その辺について、どのような受け取り方をされているのか。本来縦覧すれば、意見があるのが当たり前だと思うんですけど、その辺もし何かありましたら。以上です。

○浅海主幹

まず一つ目の御質問の森林計画の対象とする森林の減少についてですが、先ほどのパワーポイントでは、住宅地や工場等への転用等ございましたが、その他駐車場、資材置き場、また林地開発の完了などがございます。また伐採届の範囲で太陽光発電施設についても年々増えている状況でございますので、今後1ヘクタール以上の林地開発に関わるもの、またそれ以下の伐採届を含めまして、太陽光発電に関する転用が増えている傾向にはございます。

それと2点目でございますが、造林の中の天然更新についての実績ということですが、この現計画での天然更新の実績については、年間平均大体60ヘクタールぐらいの天然更新が実施をされていると把握しています。

○柴田議長

例えば針葉樹の主伐後で、スギヒノキを植えなくて、天然力による天然更新をやっている場

所は一部天然更新とありますが、そういう場所は全体の例えば1割、2割なのか、どの程度でしょうか。

○永留課長

正確な統計データがないんですが、皆伐した後にスギヒノキを植えていることがほとんどです。ほったらかしにして、自然にまかせて更新するということは聞いている限りではあまりないと認識しています。

○柴田議長

わかりました。はい。ありがとうございます。森林計画はいかがですか縦覧の件は。

○浅海主幹

縦覧に関しまして、意見がなかったということは、こちらのPR不足もあったかと思っております。

今回の計画書自体が非常に一般の方が目に見ると読みづらい形になっておりますし、非常に文言も専門的な言葉が多くて、一般の方が見ても、あまり理解がしづらいということもございます。

そういった中で、これをもうちょっと噛み砕いた概要版も含めて、何か県民の皆さんに理解をいただけるような工夫が必要かと思っております。今後そういった部分も合わせて検討したいと思います。以上です。

○柴田議長

ありがとうございます。

それでは時間もちょっと、大分オーバーしておりますが他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

○島田委員

両方あるんですけども、私、秩父の中津川、大滝のほうから来ております。最近土砂崩れがありまして、中で住民の方が行き来できない状態になっていて、林道が長いこと閉ざされていたんですけども、そこをどうにか県のほうで通じるようにしていただいて、今は行き来出来る状態です。

今まで通行止めだった林道というのがあって、往来できないというところが何か所かありますので、そういうところを、もし避難する場合でもそういうところが使えない場合は大変になりますので、閉じ込められることがないような迂回路を作っていただけないかと思えます。よ

ろしくお願いいたします。

これは要望なので、特にコメントはいらなないんですけれども、そのような箇所がありますので、通行止めにならないでずっと行き来できるような状態に保ってもらえたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○柴田議長

すみません。先ほどの私の3つ目の質問がまだ御回答いただけでなかったです。

機能の、いわゆるここは林業経営に適しているという森林は、そこは集約的に経営しますが、そうじゃない、適していないよ、というところはまさに環境、生物多様性とか、色々なレクリエーションとか大事なところがあります。そういうところをどういうふうに考えておられるかということ、そういうところが実は、機能区分の中で木材生産といっている中に含まれてしまっているのか、それともそれは保健文化の方に入っているのか、その辺の関係を把握されていれば教えていただきたいということだったんですよ。

○浅海主幹

今おっしゃったように、例えば奥地の傾斜がきつくてなかなか道が入らないような部分については、この木材生産機能が高いところには含めていないという認識をしております。

またその他の公益的機能につきましては、例えば奥地の水源地域につきましては、強度間伐をしながら、針広混交林に誘導するとか、そういった施策をこの公益的機能の森林の中で発揮していくように、検討しているところでございます。

○柴田議長

わかりましたありがとうございます。他に御質問、御意見はないですか。

それでは重要な御意見、御質問いただきました、諮問事項「埼玉地域森林計画の案について」は、これは適当と認める旨の答申を行いたいと存じます。なお、知事への答申文の作成についても、私に一任を願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○一同

(意義なしの声)

○柴田議長

どうもありがとうございます。ではそのように取り計らいさせていただきます。

以上をもちまして本日の審議を終了したいと存じます。長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。これで議長の任を降ろさせていただきます。

○吉田副課長

柴田会長ありがとうございました。お時間が押しておりますので、また何か御意見などございましたら、メールでお送りいただければ、答えさせていただきます。

それでは長い時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回埼玉県森林審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。